

水田での需要に応じた 生産を支援します(Shighing)

主食用米の需要は年々減少し、 令和6年産米も厳しい需給状況が懸念されます。

安定した所得確保のため、助成制度を活用し、主食用米から需要の見込まれる品目への転換に取り組みましょう!

令和6年度 水田活用の直接支払交付金の概要

新規需要米生産性向上等の取組への加算(取組数に応じて金額が変わります。)

コスト低減や作業の効率化に取り組むこと 対象作物:飼料用米、米粉用米、WCS 用稲、輸出用米

交付単価 2つ以上 5,000円以内 / 10a 1つの場合 2,000円以内 / 10a

※コメ新市場開拓等促進事業における新市場開拓用米・米粉用米の採択分の面積は支援対象外となります。

※取組メニューの内容については、地域農業再生協議会にお問い合わせください。

加工用米の複数年契約の取組への加算

3年以上の複数年契約の販売契約を実需者等と締結した取組に対して支援 交付単価 **6,000円以内 / 10**a

要件 緩和

産地交付金

園芸作物等転換加算

水稲減少面積を上限とする要件を撤廃 新たに5品目を追加

経営体ごとに見て、園芸作物等の拡大面積に応じて支援

交付単価 25,000円以内/10a

対象作物:かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、子実用とうもろこし、加工用トマト、加工用バレイショ、かぼちゃ、有機農産物(高収益作物に限る)、枝物(切り枝)、地域特認作物(基幹作)*1 ※1 地域特認作物は地域協議会からの要望をもとに認定します。

米粉用米の複数年契約の取組

3年以上の複数年契約の販売契約を実需者等と締結した取組に対して支援 交付単価 3,000円以内/10a

要件 変更

新市場開拓用米の複数年契約の取組への加算(令和6年産からの新規取組分のみ)

3年以上の複数年契約の販売契約を実需者等と締結した取組に対して支援 交付単価 **10,000円/10a** ※コメ新市場開拓等促進事業に採択された方が対象となります。

※令和6年度における支援であり、契約期間中は契約数量が維持又は増加する必要がありますが、毎年度の継続支援をするものではありません。

そば、なたねの作付けの取組(基幹作のみ)

そば、なたねを作付けした農業者に対して、作付面積に応じて支援

交付単価 20,000円/10a

新市場開拓用米の作付けの取組(基幹作のみ)

新市場開拓用米を作付けした農業者に対して、作付面積に応じて支援※コメ新市場開拓等促進事業対象分を除く。

交付単価 20,000円/10a

地力増進作物の作付けの取組(基幹作のみ)

地域農業再生協議会ごとにみて、水稲(新市場開拓用米、加工用米を除く)の減少面積を上限に地力増進作物の拡大面積に応じて支援 交付単価 **20.000円以内/10a**

戦略作物助成	麦、大豆、 飼料作物	35,000円/10a ※多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a		
	WCS 用稲	80,000円/10a		
	加工用米	20,000円/10a		
	an the second	令和6年度以降における飼料用米助成の見直し ・名収見種(国指文目籍及び知事特別目籍) → 6年度は標準単価 20 000 円 / 102 (収号に広じて 55 000 円 2, 105 000 円)		

飼料用米 米粉用米 ・多収品種(国指定品種及び知事特認品種)→6年度は標準単価80,000円/10a(収量に応じて55,000円~105,000円)

・一般品種 ⇒6年度は標準単価 75,000 円/10a(収量に応じ 55,000 円~95,000 円)

6年度~8年度にかけて標準単価を毎年5,000円/10aずつ段階的に引き下げます。

令和6年度 水田活用の直接支払交付金(国・県)

対象作物	助成内容/対象の取組	交付単価 (10aあたり)
	戦略作物助成(国)/収量に応じて	55,000円〜105,000円 [※] (多収品種で取り組んだ場合) (飼料用米を一般品種で取り組んだ場合は 55,000円〜95,000円)
飼料用米、米粉用米	産地交付金(県)/米粉用米複数年契約 ※米粉用米の令和7年度以降の加算措置については未定	米粉用米 3,000円以内
	産地交付金(県)/生産性向上等の取組	生産性向上等の取組 2つ以上 5,000円以内 1つの場合 2,000円以内
	戦略作物助成(国)/作付け	20,000 円 [*]
加工用米	産地交付金(県)/複数年契約 ※令和7年度以降の加算措置については未定	6,000円以内
	産地交付金(国)/作付け	20,000円*
輸出用米	産地交付金(国)/複数年契約 ※令和7年度以降の加算措置については未定	10,000円(初年度のみ)
制山州木	産地交付金(県)/生産性向上等の取組	生産性向上等の取組 2つ以上 5,000円以内 1つの場合 2,000円以内
	戦略作物助成(国)/作付け	80,000円
WCS用稲	産地交付金(県)/生産性向上等の取組	生産性向上等の取組 2つ以上 5,000円以内 1つの場合 2,000円以内
麦、大豆、飼料作物 (子実用とうもろこし以外)	戦略作物助成(国)/作付け	35,000円*
	戦略作物助成 (国) /作付け	35,000円
子実用とうもろこし	産地交付金(県)/拡大 ※前年度からの拡大面積のみ対象	25,000円以内
	畑地化促進助成/作付け ※「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地の取組が対象	10,000円
そば、なたね	産地交付金(国)/作付け	20,000円

※上記の他、市町村によっては、独自の助成が加算されます(産地交付金(地域設定)など)。

畑地化促進助成(国)*1

助成内容	対象面積	交付単価 (10aあたり)
畑地化支援	畑地化に取り組み、交付対象水田から除 外する面積で、前年度作付けしており、 おおむね団地化されていることが要件	高収益作物: 140,000 円 畑作物(高収益作物以外): 140,000円
定着促進支援*2	高収益作物等の新たな導入面積 ※畑地化支援に取り組むことが要件	高収益作物 ^{※3} 20,000円または30,000円×5年間 ※加工・業務用野菜等の場合30,000円 畑作物(高収益作物以外) ^{※4} 20,000円×5年間
子実用とうもろこし支援**5	子実用とうもろこしの作付面積	10,000円

- 要望調査に申請し、農業者単位等で、取組面積等の評価基準(ポイント)に基づき、予算の範囲内で採択されます。
- **%**2
- **%** 3
- **%** 4
- 全主節はたいである。 令和6年度において、新たに畑地化した面積全体が対象となります。 高収益作物:野菜、花き・花木、果樹のほか、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高いと認められた作物 畑作物:麦、大豆、飼料作物、そば、なたね、子実用とうもろこしなど 県や地域の水田農業高収益化推進計画に位置付けられることが必要ですので、お住まいの市町村の地域農業再生協議会にご相談ください。

茨城県農業再生協議会

茨城県農業協同組合中央会県域営農支援センター TEL: 029-232-2115

茨城県農林水産部産地振興課 TEL: 029-301-3921

県農業再生協議会のホームページでは水田農業経営に関する各種情報を掲載しております。 📗 💆 💆 🗓 🚉 再生協議会





[※]コメ新市場開拓等促進事業・畑作物産地形成促進事業の採択分の面積は、戦略作物助成(加工用米: 2 万円/10a、米粉用米: 5.5 ~10.5 万円/10a、麦・大豆・ 飼料作物:3.5万円/10a)、産地交付金(国)(輸出用米:2万円/10a)、産地交付金(県:生産性向上)(輸出用米、米粉用米:5千円または2千円/10a) の支援の対象外となります。